織員図一

覧

コンプライアンスとは、法律や内部規定、業界ルール等を厳格に遵守することをいいます。当行は、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重さを強く認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとするとともに、全ての業務の基本として位置付けております。

●行動憲章

当行では、コンプライアンスの浸透を図るために、行員一人ひとりに「コンプライアンス・ガイドブック」を配布しており、コンプライアンス研修等における啓蒙・教育に活用しています。また、同ガイドブックにおいては、当行並びに当行職員が地域社会からの幅広い信頼に応え、地域経済・社会の発展に貢献するための行動指針として、以下の「行動憲章」を定めています。

- 1. 銀行のもつ公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。
- 2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配意した質の高い金融サービスの提供を通じて、地域の経済・社会の発展に貢献する。
- 3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
- 4. 経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、銀行を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、自らの企業価値の向上を図るとともに、社会からの理解と信頼を確保するべく、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- 5. すべての人々の人権を尊重する。
- 6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
- 7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- 8. 銀行が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
- 9. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

●コンプライアンス体制

1. コンプライアンスに関する情報の受付窓口

・コンプライアンス担当者

当行では、営業店、本部各部室等に「コンプライアンス担当者」を配置しており、行員への日常的なコンプライアンス教育を行わせるとともに、コンプライアンス遵守状況の検証を行っております。また、「内部通報制度」を設けており、コンプライアンスに関する問題は、コンプライアンス担当者又は発見した役職員から、コンプライアンスに関する所管部署である事務統括部コンプライアンスグループへ速やかに報告することを義務付け、また、顧問弁護士への外部通報・相談窓口も設置しております。

2. コンプライアンスに関する所管部署

・事務統括部コンプライアンスグループ

コンプライアンスに関する所管部署である事務統括部コンプライアンスグループは、営業店や本部各部から 寄せられたコンプライアンスに関する情報を一元的に管理しております。それらの情報の中から、問題点の検 証、洗い出しを行い、必要に応じて監査部による詳細調査や顧問弁護士の意見を確認した上で、本部各部と改 善策の検討を行っております。

また、営業店への臨店訪問を行い、コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の実施状況の検証や、規程・通達等の遵守状況に関する検証を行っております。

事務統括部コンプライアンスグループにおけるコンプライアンス状況の検証及び検討内容は、コンプライアンス連絡会等に報告しております。

取 締 役 会 指示 コンプライアンス委員会 コンプライアンス連絡会 報告・協議 事務統括部

3. コンプライアンスに関する施策の決定機関

①コンプライアンス委員会・連絡会

コンプライアンス委員会・連絡会では、コンプライアンス・プログラムの策定やコンプライアンスに関する 諸問題の改善策について、検討を行っております。コンプライアンス委員会の協議事項は、上部機関である取 締役会へ報告しております。

②取締役会

取締役会は、コンプライアンス委員会の決定事項について、監査等委員を加え、内容を吟味した上で、最終的な施策の決定等を行っております。また、コンプライアンスに関する諸課題や行内体制について議論する等、 実質的な関与を行い、コンプライアンス体制の構築に努めております。

●反社会的勢力への対応

当行は、反社会的勢力による不当な介入を防止し、関係を遮断するため、対応マニュアルの制定や反社会的勢力に 関する情報の収集等の一元的な管理体制を構築し、対応しております。

今後も反社会的勢力との関係遮断という社会的な要請に応えることができるよう、取り組みの強化に努めてまいります。

●金融ADR制度への対応

金融ADR制度とは、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決を行うものです。

当行では、指定紛争解決機関である「一般社団法人全国銀行協会」と手続実施基本契約を締結しており、「全国銀行協会相談室」の存在や役割について、お客さまへの周知に努めるとともに、お客さまのご要望に応じて、当行の「お客さまサポートセンター」、「全国銀行協会相談室」や他の外部機関等を紹介するなど、適切な対応に取り組んでおります。